平成20年9月29日 条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、路上喫煙による市民等の身体及び財産への被害の防止並びにたばこの吸い殻の散乱等の防止を図り、もって市民等の快適な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有するものが喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。)において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。
 - (2) 道路等 道路、公園、広場その他の屋外の公共の場所をいう。
 - (3) 市民等 市内に居住する者又は観光旅行者、市内に通勤若しくは通学をする者その他市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙 の防止のための総合的な施策を実施しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第5条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

- 第6条 市長は、市民等の身体の安全及び快適な生活環境を保持するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、禁止区域を指定するときは、あらかじめ、鎌倉市みんなでごみの 散乱のない美しいまちをつくる条例(平成13年3月条例第24号)第11条に規 定する鎌倉市まち美化推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。 (禁止区域の指定の変更等)
- 第7条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は 解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更 又は解除について準用する。

(禁止区域における喫煙の禁止)

第8条 市民等は、禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第9条 市長は、禁止区域で路上喫煙をした者に対し、路上喫煙の中止を指導 することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による指導に従わない者に対し、路上喫煙の中止 を命ずることができる。

(行政手続条例の適用除外)

第11条 前条の規定による命令については、鎌倉市行政手続条例(平成10年12 月条例第16号)第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第10条の規定による命令に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から、第13条の規定は平成21年7月1日から施行する。

(みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例の一部改正)

2 鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例の一部を次のよ うに改正する。

第1条中「及び吸い殻等」を削る。

第2条第1号中「容器」の次に「(以下「飲料容器」という。)及びたばこの吸い殻、弁当の包装容器、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する飲料容器以外の物」を加え、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7号中「空き缶等」を「飲料容器」に改め、同号を同条第6号とする。

第4条第2項中「及び吸い殻等」を削り、「回収容器若しくは吸い殻入れ等」 を「回収容器等」に改める。

第5条第2項中「及び吸い殻等」を削る。

第6条第1項中「及び吸い殻等」を削り、「回収容器若しくは吸い殻入れ等」

を「回収容器等」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条第1項、第9条、第13条第1項及び第14条第2項中「及び吸い殻等」 を削る。